行政指導に関する指針等

行政指導の名称	市街化調整区域における地区計画の運用基準
根拠法令等・条項	都市計画法第１２条の５
所　　管　　課	都市計画 部　　都市計画課
行政指導の趣旨	地域が主体となって地域にふさわしいまちづくりを実現し、持続可能な都市づくりを進めるため、市街化調整区域において定める地区計画の内容について考え方をまとめたもの。
その対象となり得る者の範囲又は該当する行為	市街化調整区域において、都市計画提案しようとする者
その対象となり得る者に対して求めることとなる作為又は不作為の内容	①市街化調整区域における地区計画の類型 ②地区計画の区域と規模 ③同意率 ④地区整備計画の内容
責　任　者	都市計画課長